



企業経営における個人情報の保護について 個人情報保護法とは(下)

佐藤典文 氏 司法書士
Sato Norifumi

3 法律の目的と基本理念

個人情報保護法の制定の目的は、高度情報通信社会の進展(IT化)に伴い個人情報の利用が急速に拡大している中で、個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを確保することを通じて、個人の権利利益を保護することにあるとされています。つまり、個人の権利利益の保護を第1の目的としつつ、個人情報の利用との適切な調和を図ることが基本的な考え方になっているのです。

ここでいう個人の権利利益とは、いわゆるプライバシーの権利を含む個人の人格的・財産的な権利利益のことです。その権利利益が侵害されることを未然に防ぐため、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務が具体的に定められているのです。また、自分の情報の管理・処分は自分が決定できるとする自己情報コントロール権については、まだ明確な概念として確立されていないことから、明文の規定としては設けられなかったものの、一定の範囲で本人の関与を認める仕組みが盛り込まれ、その考え方が反映されています。

この法律では、企業の個人情報の保有自体を規制することは困難であるという考えのもと、その保有目的をできる限り具体的に特定させ、その取り扱いに制限を加えるとともに厳重な管理を要請し、目的外利用や第三者提供について本人同意の原則を採用しています。

また、この法律の第3条には、「個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない」という規定が置かれ、法律の基本理念が示されています。この規定は、この法律の各条文の解釈に際し、常に念頭に置かれる概念と位置付けられています。

4 法律の対象となる個人情報

(1) 「個人情報」とは

この法律で「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(第2条第1項)とされています。つまり、個人を特定し得る情報、個人識別可能情報です。

まずこの情報には、文字などの記述のみでなく、防犯カメラに記録された画像や音声などの情報も含まれるとともに、氏名や生年月日等、直接その個人を特定できるものだけではなく、社員コードなど個人別に付けられた番号や記号・符号により特定できる情報も含まれます。また、対象は生存する個人に関する情報に限定されていますが、死亡者の情報であってもその中に生存中の親族にまつわる話などが含まれていれば、その親族との関係は対象となる可能性があるもので注意が必要です。

次に、その情報が公知の事実であるかないかや、センシティブな情報であるかどうかは問われないとされています。そこで、官報、電話帳や職員録簿等によりすでに一般公表されている情報も対象となります。また、このセンシティブな情報(機微な情報)とは、他人には知られたくない情報のことなので、その管理にあたっては一般の情報より厳格に取り扱う必要があると言えます(右頁・資料1参照)。

そして、具体的な企業(個人事業主を含む)における個人情報には、顧客情報や取引先情報はもちろん、従業員に関する情報も含まれるので注意が必要です。

資料1 センシティブな情報例

a) 思想、信条及び宗教に関する事項
b) 人種、民族、門地、本籍地(都道府県は除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別となる事項
c) 勤労者の団結権、団体交渉その他の団体行動に関する事項
d) 集団示威行為への参加、請願権の行使、その他の政治的権利の行使に関する事項
e) 保険医療、性生活に関する事項

参考：財団法人日本情報処理開発協会「個人情報に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(JIS Q 15001)

資料2 具体的な企業の個人情報例

顧客情報	顧客リスト(住所・生年月日・メールアドレス・勤務先・購入記録)、DM(ダイレクトメール)発送リスト、営業日報、会員情報(会員番号・暗証番号)、クレジットカード情報(利用履歴・キャッシング履歴・返済履歴)、クレーム(苦情)情報、アンケート結果(趣味・家族情報)など
取引先情報	売掛金台帳、買掛金台帳、名刺リスト、契約書、会議議事録、接待記録など
従業員情報	社員名簿、履歴書、賞罰の記録、健康診断書、給料・賞与明細、経歴・異動履歴、人事評価記録、出勤記録、人事関係の諸届、厚生年金・社会保険・雇用保険の記録・情報、コンピュータへのアクセスパスワード、メールアドレス、退職届・退職関係書類など

著者作成

(資料2参照)

(2) 個人情報データベース等」とは

この法律で「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したものと(第2条第2項)とされています。

電子計算機を用いて構成したデータベース、例えば電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳などはもちろんのこと、一定のマニュアル(手作業)処理情報も含むとされています。このマニュアル処理情報とは、一定の規則に従って整理し、目次・索引等を付けて特定の個人情報を容易に検索できるようにしたものが該当します。

ですから、例えば、社員が保有する名刺について、その社員にしか分からない独自の方法で分類されていれば該当しませんが、それを氏名の五十音別順に整理し、インデックスを付けてファイルすると、この個人情報データベースに該当することになると言われています。

(3) 個人データ」とは

この法律で「個人データ」とは、個人

情報データベース等を構成する個々の個人情報(第2条第4項)とされています。

(4) 保有個人データ」とは

この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行う権限を有する個人データ(第2条第5項)とされています。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものや、6カ月以内に消去が予定されているものは除かれます。

そして、この公益その他の利益が害されるものとして、政令で次の4つが定められています。

本人または第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすおそれがあるもの

違法または不当な行為を助長し誘発するおそれがあるもの

国の安全が害されるおそれ、他国・国

際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国・国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの

犯罪の予防・鎮圧・捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

今回は、個人情報を取り扱う民間事業者の具体的な義務について、見ていきたいと思います。

1957年生まれ。1981年3月東京立大学法学部卒業。同年4月横浜銀行に入行。2000年11月横浜銀行在職中に司法書士試験合格。2002年12月横浜銀行退職。2003年6月司法書士登録。2004年3月神奈川県横浜須賀野市に「佐藤典文司法書士事務所」開設。現在、司法書士業務を行うかわら、企業向けの法務コンサルタントを行う。

